

滋賀県東北部工業技術センター高島支所の 存続を求める意見書

平成の大合併が求めた行政の一大改革は、その地域の活力再編と地方自治の強化、伝統文化の継承、自然との共生、生業や生活様式の再生と協働のまちづくり等、真に行政がなすべき事柄をその地域に根付かせ、官民一体となった体制づくりをめざすものであると受けとめている。

平成17年1月に合併した本市においても、長引く景気の低迷から地域経済の活性化対策を最重要課題と位置付けし、市民の英知と創意工夫を活用する「びわ湖・里山観光振興特区」や市独自の支援制度を創設し、意欲ある個人や事業者の育成・支援に鋭意努めているところである。

とりわけ本市の繊維産業は、気候風土を生かし明治維新以降の永きに渡り営まれてきた貴重な伝統産業であるが、近年の国際化の進展に伴い、製品価格の低迷等からその経営規模は零細で深刻な後継者不足を抱えるなど厳しい状況にある。

当技術センターは、「繊維工業指導所」の呼び名で地域に開かれた技術支援機関として、関係者の努力により昭和32年に設置されて以来、新商品の研究開発、技術相談・指導、各種試験等これら零細企業を支える重要な技術振興の拠点施設となっている。

このたび、統合計画が高島市長に示され、繊維業界はもとより地域の振興を願う多くの市民が大きな衝撃と憤りを感じている。

繊維業界では、自ら新商品開発や後継者の育成などに挑戦するとして歩み出した矢先のことであり、その意気込みを大きく阻害されたものであり、地域の疲弊感の拡大が懸念されるものである。

こうしたことから地場産業の振興方針および実行計画を的確に検証され、当該施設を遠隔地に移転するという県行政の一方的な考え方を押し付けることなく、地元繊維産業界のビジョンを推進するために「滋賀県東北部工業技術センター高島支所の存続」は、絶対必要な条件であると強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月28日

高島市議会議長 岸 田 定

(宛先) 滋賀県知事

障害者自立支援法の緊急対応策を求める意見書

本年4月から施行された障害者自立支援法により、新たな利用者負担が発生することとなり、施設からの退所やサービス利用の手控えが起こるなど、障害者の地域生活をめぐり大変深刻な事態が生じている。

また、支援費単価の引き下げや日額払い方式の導入で、施設・事業所は新年度から大幅な減収になり、併せて、現在示されている新事業体系の報酬単価では現行のサービスの維持はおろか事業の存続すらできないと、関係者の間に不安の声が広がっている。

よって、障害者が地域であたりまえの生活ができるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 定率負担（応益負担）制度の導入に伴う利用者並びに事業者への影響調査を政府として早急に実施し、緊急対応策を講じること。
- 2 新事業の報酬単価を実態に見合うよう改善すると共に、日額払い方式を見直すこと。
- 3 小規模作業所が自立支援給付事業に移行しやすくなるよう大幅な緩和策を講じること。
- 4 障害者分野の予算配分を大幅に増額をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月28日

滋賀県高島市議会議長 岸 田 定

(宛先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣

平成18年12月 定例会日程(案)のお知らせ

1日	金	本会議(12月定例会開会)	17日	日	
2日	土		18日	月	予算特別委員会
3日	日		19日	火	
4日	月		20日	水	議会運営委員会・特別委員会
5日	火	議会運営委員会	21日	木	本会議(最終日)
6日	水		22日	金	
7日	木	常任委員会	23日	土	
8日	金		24日	日	
9日	土		25日	月	
10日	日		26日	火	
11日	月	特別委員会	27日	水	
12日	火	本会議(一般質問)	28日	木	
13日	水	本会議(一般質問)	29日	金	
14日	木	本会議(一般質問)	30日	土	
15日	金		31日	日	
16日	土				

〈上記日程は変更になる場合があります〉

【議会だより第6号の訂正とお詫び】

議会だより第6号の内容に誤りがありました。
下記のとおり訂正し、お詫びいたします。

誤り	正しい
4 ページ 産業建設常任委員会報告	
4月11日	4月1日
16 ページ 山川議員一般質問	
第十四半期	第一、四半期

